

松浦市生涯学習ボランティア事業「まつうら出前講座」実施要領

(目的)

第1条 この要領は、松浦市生涯学習ボランティア事業「まつうら出前講座」(以下「出前講座」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(種類、講師及び内容)

第2条 出前講座の種類は、次のとおりとし、その内容は、松浦市教育委員会(以下「委員会」という。)が年度ごとに定める。ただし、当該年度の内容が決定するまでの間は、講師の了承を受けた上で、前年度の内容により出前講座を実施することができる。

- (1) ボランティア編 市民ボランティア(個人・団体)が講師となり実施するもの
- (2) 行政編 市職員が講師となり実施するもの

- 2 講師の募集は、委員会が、ボランティア編は毎年3月に市報、回覧及びホームページ等で行い、行政編は各々毎年4月に市役所各課局所を通じて行う。
- 3 ボランティア編の講師として応募するものは、「まつうら出前講座」ボランティア編講師登録申込書(様式第1号)を委員会へ提出するものとする。
- 4 行政編の講師として応募するものは、委員会が指定する方法により各所属長から委員会へ提出するものとする。
- 5 委員会は、第2項から第4項までの規定により応募があった内容をメニュー表にとりまとめ、毎年6月に市民へ周知する。

(対象)

第3条 出前講座を受講することができるものは、原則として、市内に在住、在勤又は在学する5人以上の者で構成された、市内に活動の本拠を置く団体(以下「団体」という。)とする。

(日時及び会場)

第4条 出前講座を実施する日時は、次のとおりとする。

- (1) ボランティア編 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く日の午前9時から午後9時までのうち2時間以内とする。ただし、講師が了承する場合は、この限りでない。
- (2) 行政編 当該市職員の勤務を要する日の午前9時から午後5時ま

でのうち2時間以内とする。ただし、講師が了承する場合は、この限りではない。

- 2 出前講座の実施会場は、市内に限るものとし、受講する団体の責任において確保するものとする。

(申込)

第5条 出前講座を受講しようとする団体の代表者（以下、第8条まで「申請者」という。）は、受講を希望する日の20日前までに「まつうら出前講座」受講申込書（様式第2号）を委員会に提出するものとする。

- 2 年間をとおして、行政編を申し込む場合は、年間の開催日程表を添付の上で申し込むことができる。ただし、同一講座の開催は、月2回までとする。
- 3 ボランティア編のメニューを申し込む場合、同一団体から同一講師への申込みは年度あたり3回までとする。但し、謝金が発生せず、講師の了承が得られる場合はこの限りではない。

(決定)

第6条 委員会は、前条の申込があったときは、その申込内容について講師と調整の上、実施の可否を決定し、可とする場合は、申請者に対し「まつうら出前講座」実施決定通知書（様式第3号）によりその旨を通知し、及び講師に対し「まつうら出前講座」講師依頼書（様式第4号）により実施を依頼する。不可とする場合は、申請者に対し口頭によりその旨を通知する。

(制限)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座を実施しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動若しくは営利活動の利益となるおそれのあるとき。
- (3) 前2号のほか、実施することが不相当と認めるとき。

- 2 委員会は、実施の決定をした出前講座が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(変更等の届出)

第8条 出前講座の実施の決定を受けた申請者は、受講日時、会場その他申込事項を変更するとき又は受講を中止するときは、すみやかに「まつうら出前講座」変更（中止）届出書（様式第5号）を委員会に提出し、その承

認を受けるものとする。ただし、軽微な変更については、口頭により届け出ることができる。

(実施報告)

第9条 出前講座を受講した団体の代表者は、受講後2週間以内に「まつうら出前講座」受講報告書(様式第6号)を委員会に提出するものとする。

(費用)

第10条 出前講座の受講は、無料とする。ただし、会場費及び材料費その他の受講に係る費用は、受講した団体の負担とする。

(講師謝金)

第11条 ボランティア編の講師謝金(交通費を含む。)は、次のとおりとする。

(1) 講師の居住地と出前講座の実施場所が同一中学校区内の場合

1講座1,000円

(2) 講師の居住地と出前講座の実施場所が同一中学校区でない場合(次号の場合を除く)

1講座2,000円

(3) 旧市町(旧松浦市域、旧福島町域又は旧鷹島町域のいずれかをいう。以下同じ。)に居住する講師を別の旧市町へ派遣する場合

1講座4,000円

(4) 団体として講師となった場合は、当該団体の活動の本拠を基準とし、前3号の額に、講師の人数が5人以下の場合はその人数を乗じた額、5人を超える場合は5を乗じた額とする。

(5) 実施場所が青島、飛島、黒島の場合は、第1号から第3号までの講師謝金に1,000円を増額する。

2 前項の講師謝金は、委員会が支給する。ただし、市立小・中学校、市立公民館又はその他の市の機関の申込により実施した場合は、原則として、当該機関がその所管する予算から前項に準じて自ら支給する。

3 行政編の講師謝金は、支給しない。ただし、時間外勤務手当及び旅費が発生した場合は、委員会が支給する。

4 市費からの講師謝金の支給(第2項ただし書による場合を含む。)にあたっては、所得税法第204条第1項第1号の規定により所得税を源泉徴収する。ただし、団体に講師謝金を支給する場合は、源泉徴収しない。

(保険)

第12条 講座実施中事故が発生した場合は、松浦市市民総合災害補償規則に基づき対処する。

(庶務)

第13条 出前講座に係る庶務は、委員会事務局生涯学習課において処理する。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、この出前講座の実施に関し必要な事項は、生涯学習課長が定める。

附 則

この要領は、平成23年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成30年度事業から適用する。